

に形、いわゆる答申をした時点から考えた場合の溯及という意味でござい
ます。従来からやはり、今回も当然、六月からという事でござりますから、
条例規定上は溯及適用でござりますけれども、そういったことで、一応従来は
四月一日が適当であらうというふうなことで、答申の中に実施の日も一応、
当時四月一日という形で答申をいたしたのであるという事で四月一日になつて
わけです。

昨年からやはり諸般の事情を勘案した中で、やはり審議会として、
いわゆる市長に答申をした日の直近が適当であらうというふうな考え方で
六月一日というふうな線が打ち出されて、本年もやはり同じような根拠に
基づきまして、六月一日というふうな形で答申を受けた。それを一応私も
受けまして、そのまゝを改正条例の中に規定をさせていたのだというふうな
経過でござります。

○議長（末次性男君） 以上で質疑を終わります。

○五番（東浦春浪君） この際、動議を提出いたします。

ただいま議題となっております議案第三十七号については、総務委

員会に付託されることを望みます。

（「賛成」と呼ぶ者あり）

○議長（末次性男君） お諮りいたします。

ただいま東浦春浪君から、本案は総務委員会に付託されたい旨の
動議が提出されましたが、本動議のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（末次性男君） 御異議なしと認めます。よつて議案第三十七
号は、総務委員会に付託することに決定いたしました。

○議長（末次性男君） 日程第六 議案第三十八号 福生市非常勤の
特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正す
る条例を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

（総務部長 浅見裕康君 登壇）

○総務部長（浅見裕康君） 御指名をいただきましたので、議案第三十八

号 福生市非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する
条例の一部を改正する条例について御説明申し上げます。

本案は、にじろ議案第三十七号で申し上げましたように、福生市特別
職報酬等審議会の答申に基づき、市議会議員及び市長等の報
酬等が改正されるという事に伴ひまして、非常勤特別職の職員の報
酬の額についても見直しをいたしましたところ、一部について改正を必要と
するところがございますので、本条例を提案申し上げます。この改正は、
改正の内容でございますけれども、第一条中、「議会の議員を除く」という
ことを削るといふことになっておりますが、その理由は、別表を見ますとき
に、第一条に議会の議員を除くという規定がございますと、議会の議員
を資格要件として、非常勤特別職の職員、あるいは議会議員
が議会の推薦を受けまして非常勤の特別職の職員となつてゐる場合
に、この議員が除かれるように解釈される、さういふ懸念がございますので
誤解される恐れがあるという事で、今回の部分を削らせていただきました。

わけでございます。

次に、別表その一の中でございすけれども、それぞれ記載の委員の報
酬額を改正しようとするものでございます。改正による引き上げ額は、五百
円から五千円で、率にいたしまして五・九%から二・六%のアップと相なり
ます。今回の見直しの基準といたしましては、昨年同様、新市の平均
額を各委員会ごとに算出をさせていたしまして、当市の報酬額と比
較し、当市の報酬額が相当下回つてゐるというものについてのみ改正をさせ
ていただくことになっております。したがって、従来からそのまま据え置きとな
つております農業委員会等が今回も除かれておるわけでございます。

なお、他市に余り例のございせん行政事務連絡員、この報酬につ
きましては、今回各委員等の報酬の改定率、さういったものを勘案いたし
まして、独自の判断で改正をさせていたしておるところでございます。

それから、附則といたしまして、第二項は本条例の施行日を、それから
第二項につきましては、新条例の適用年月日を昭和五十七年六月一日か
らとするという規定をいたしまして、第三項につきましては、改正の罰則の

規定に基づき、六月一日から条例施行の日の前日までに支払われた報酬に「ヨ」を添えては、新条例による報酬の内払であるといふように規定をいたしました。

以上、おことゝに難駁でございますけれども、議案第三十八号に「ヨ」を添えての説明を終わらせていただきます。よろしく慎重御審議を賜います。

○議長（末次性男君） 以上で提案理由の説明は終わりました。
これより本案に対する質疑を行います。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（末次性男君） 以上で質疑を終わります。

○五番（東浦春浪君） この際、動議を提出いたします。

ただいま議題となっております議案第三十八号については、総務委員会に付託されんことを望みます。

（「賛成」と呼ぶ者あり）

○議長（末次性男君） お諮りいたします。

ただいま東浦春浪君から、本案は総務委員会に付託されたい日の動議が提出されましたが、本動議のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（末次性男君） 御異議なしと認めます。よって議案第三十八号は、総務委員会に付託する、と決定いたしました。

○議長（末次性男君） これから十一時五分まで休憩いたします。

午前十時五十三分 休憩

午前十一時七分 開議

○議長（末次性男君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第七 議案第三十九号 福生市長等の給与に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

（総務部長 浅見裕康君登壇）

○総務部長（浅見裕康君） 御指名をいたしましたので、議案第三十九号
福生市長等の給与に関する条例の一部を改正する条例について説明申し上げます。

本案は、先ほど議案第三十七号で申し上げましたように、福生市特別
職報酬等審議会の答申に基づきまして、市長等常勤特別職の
職員の給料の額を改正しようとするものでございます。

改正の内容でございますが、第二条及び第五条関係については、用語の
整理を行うものでございます。

次に、別表の改正でございますが、市長、助役、収入役の給料月額を
それぞれ改正しようとするものでございまして、市長については、現行五十七
万四千から五十九万五千円に二万五千円の引き上げ、助役については、現行四
十九万五千円から五十一万七千円に二万二千円の引き上げ、収入役については、
四十八万四角から五十一万一千円に二万二千七百四角の引き上げ、率にして、それぞれ四・四
％アップしようとするものでございます。

なお、今回の改正によりまして、ちなみに申し上げますと、市長が二十六

市中二十三番、助役が二十四番、収入役が二十五番目と相なります。

次に、附則の関係でございますが、第一項については本条例の施行日を。
それから、第二項につきましては、新条例の適用年月日を昭和五十七年六月
一日からとすること。第三項につきましては、改正前の条例の規定により六月
一日から条例施行の日の前日までに支払われた給与は、新条例による給与
の内払であるというこの規定でございます。

以上、まことに雑駁でございましたが、議案第三十九号の説明にかえさ
せていただきます。よろしく慎重御審議を賜りまして、原案とあり御
確定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（末次性男君） 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。

○十番（遠藤洋一君） 一つだけ伺っておきたいと思うんですが、審議会では
より慎重に御審議がなされたとは思いますが、審議会の報告
の中で特にお聞きしたのは、ヤコブの議員の場合と簡単に比較するこ
とはむずかしいとは思いますが、先ほどの二十六市の実態等を考え

て、議員の場合、二%アップになつて来たというふうに説明を受けたわけですが、やはり、市長、助役、収入役はそれに比較することはいけないにしても、四・四%というこの審議会での理由ですね、それとせん同いたと思ひます。

○総務部長（浅見裕康君） 自席からお答え申し上げます。

率の確定については、確かに御指摘の通り、議員さんのアップ率と大幅に違うわけですから、やはり、これは職員給与との比較、あるいは御案内のとおり給与制度の是正、そういったものを踏まえまして、やはり市長、助役、収入役等、いわゆる三役につきましては、それとの比較検討した中で、やはり審議会の中でも審議をされました、一応四・四%という率に定められたという、そういった答申をいただいたという経過でございます。確かに率的な比較においては、そういうことで差がございますけれども、いわゆる一般職員の給与の実態、そういうものの勘案の中で決められたというような経過でございます。以上でございます。

○十番（遠藤洋一君） わかりました。一般職員との給与の勘案、その

他で四・四%というふうなものと、そうするとやはり不思議なんです、前年の記憶等々でそのような形で決められたのかどうかというところで、少し疑問もあるんですけれども、いまにいまの浅見さんからの審議会での内容の報告からの四・四%のアップ率というもので、ちゃんと納得はしかねるんですけれども、一応これまでにしておきたいと思ひます。

○議長（末次性男君） 以上で質疑を終わります。

○五番（東浦春浪君） この際、動議を提出いたします。

ただいま議題となつております議案第三十九号については、総務委員会に付託されんことを望みます。

（「賛成」と呼ぶ者あり）

○議長（末次性男君） お諮りいたします。

ただいま東浦春浪君から、本案は総務委員会に付託されたい旨の動議が提出されましたが、本動議の通り決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（末次性男君） 御異議なしと認めます。よつて議案第三十九号

は、総務委員会に付託することに決定いたしました。

○議長（末次性男君） 日程第八 議案第四十号 福生市教育委員会教育長の給与及び旅費等に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

（総務部長 浅見裕康君 登壇）

○総務部長（浅見裕康君） 御指名をいただきましたので、議案第四十号 福生市教育委員会教育長の給与及び旅費等に関する条例の一部を改正する条例について説明申し上げます。

本案も、議案第三十七号及び議案第三十九号と同様、福生市特別職報酬等審議会の答申に基づきまして、教育長の給与の額を改正しようとするものでございます。

改正の内容といたしましては、第二条及び第六条の関係については、用語の整理でございます。

第三条につきましては、教育長の給与の額を、現行四十八万四千五百円を五十一万四千円に改めようとするものでございます。なお、引き上げ額については二万一千円であり、率にして四・四％のアップとなっております。

今回の改正によりまして、ちなみに申し上げますと、教育長の給料は、二十六市中十六番と相なります。

次に、附則の関係でございますが、第一項は本条例の施行の日を、第二項は新条例の適用年月日を昭和五十七年六月一日からとすること。第三項においては、改正前の条例の規定により六月一日から条例施行の日の前日までについて、支払われた給与は、新条例による給与の内払いであるという規定を規定したものでございます。

以上、まことに雅駁でございますが、議案第四十号の提案の説明にかえさせていただきます。よろしく慎重御審議を賜りまして、原案どおり御確定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（末次性男君） 以上で提案理由の説明は終わりました。
これより本案に対する質疑を行います。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(末次性男君) 以上で質疑を終ります。

○五番(東浦春浪君) この際、動議を提出いたします。

ただいま議題となっております議案第四十号については、総務委員会に付託されることを望みます。

(「賛成」と呼ぶ者あり)

○議長(末次性男君) お諮りいたします。

ただいま東浦春浪君から、本案は総務委員会に付託されたい旨の動議が提出されましたが、本動議のとおり決することに、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(末次性男君) 御異議なしと認めます。よって議案第四十号は総務委員会に付託することに決定いたしました。

○議長(末次性男君) 日程第九 議案第四十一号 福生市一般職員
の給与に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

(総務部長 浅見裕康君登壇)

○総務部長(浅見裕康君) 御指名をいただきましたので、議案第四十一号福生市の一般職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について提案理由とその内容について説明申し上げます。

本案は、いわゆる、わたり制度廃止に伴う是正措置といたしまして、職員給の原則にのっとりまして、職務の複雑と責任の度合いに基づき、給与表の内容を各等級間ごとに格差を設けまして、定められた標準的な職務により、それぞれの等級を適用させるための給料表に改正することが主たるものでございます。

それでは、改正の内容について説明申し上げます。

別表、給料表の改正でございますが、まず第一点といたしましては、従来の実質通し号俸給の体系、これを職務給を織り込みました給料表にいたしましたこと。それから、第二点といたしましては、各等級とも、号級の下位の部分で必要な部分については整理をいたしましたこと。それから、そ

の反面、わが市の廃止によりまして、定められた標準的な職務につかない以上、一級上位の等級に格付けされることになっておられますので、改正前の給料表では、一定等級をもって昇給が実質的にストップをされるという、ことに相違いたしますので、この各等級の上位において給料表の整備をいたしております。

なお、福生市職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規定は、一則に規定いたします各等級ごとの標準的な職務と申しますのは、一等級においては、部、あるいは課長職、部課長職でございます。それから二等級を係長職、三等級を主事、技師、それから四等級を主事補、技師補、並びに相当な経験を必要とする技能労務職、それから五等級をその他の技能労務職、そういう形に規定をいたしております。ものでございまして、従来、二等級の職員、または三等級であるべき職員が一等級または二等級へと、本来の等級より、本来と申しますか、規定されております等級より上位の等級に格付けされるという、ことが、こでなくなつたわけでございます。

なお、今回の改正により、給料表上の制度値としては、昭和五十七年冒

一日現在で、現行と比較した場合において、結果的に一ヶ月当たり約十六万七千円、率にして〇・九％の減額と相なります。これは全体給与を引き上げると、形で等級別の格差を設けるといふことは、給与の現行実態からして、かたはしくなく、意味から、結果的に下位にある等級の職員の分が下かつておたというふうなことで、この格差を調整した結果における減額でございます。今回の改正をいたしましたのは、給与の引き下げというのは、特に行つておりませんで、結果的に、このように下がったという、ひとつ御理解いただきたいと思います。

なお、今後の給与改定が、当然想定されるわけでございますけれども、その時点におきましては、一応、現在いろいろ指摘されております諸点につきまして、十分私どもも研究し、あるいは検討し、それに沿つた対応はしてまいりたいというふうに考えております。

次に、附則でございますが、第一項は条例の施行日について規定しております。本条例は昭和五十七年七月一日から施行しようというものでございます。それから、第二項、第三項につきましては、等級号給の切り替えについて

て規定をしておりました。具体的に申し上げますと、第二項は、改正前の給料表の適用を受けていた職員が、改正後の給料表により受ける新等級号給は、附別表第一による等級号給切替表により行うんだというのを規定しまして、第三項につきましては、等級間の異動の特例基準、いわゆるわたり制度の訓令によりまして、本来受けるべき等級より上位の等級に決定された職員が、三月一日のわたり廃止によりて、現に受ける等級より下位の等級に格付けされる場合、その職員が受けていた給料月額に対応する等級号給がない場合等については、暫定措置として、お手元に資料として添付してございます福生市の一般職員の等級間の異動の特例に関する基準の廃止に伴う給料の暫定措置を定める規則、この別表によりまして措置をいたしておたわけでございまして、その職員の受ける改正後の給料表による新等級号給は、附別表第二暫定等級号給等切替表、これによりまして決定するということも規定したものでございます。

次に、第四項の規定でございますのは、第二項、及び等三項の規定に

より、新等級号給に決定された職員のうち、改正後の給料月額が、改正前の給料月額を下回るときは、その者の次期昇給日の前日までの間は、現行給料月額を支給するための経過措置を規定したものでございます。さらに具体的に申し上げますと、この条例そのものが七月一日から即適用になりますと、現行給料よりも下がるという職員がございまして、それは現行給料月額によりて、次のその者の昇給月がそれと定めておられますが、その時点まで保障しようというので、その間に規定をいたしましたものでございます。

以上、まことに雑駁でございましたが、議案第四一号 福生市の一般職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について御説明申し上げます。よく慎重御審議を賜りまして、原案とおり御可決くださいますようお願い申し上げます。

○議長（末次性男君） 以上で提案理由の説明は終わりました。

、これより本案に対する質疑を行います。

○十番（遠藤洋一君）

議案第四一号の職員の給与に関する条例

の一部を改正する条例の中の説明をいま受けただけですけれども、附則の中の第四項で、要するに新しい条例がでますと、具体的に給料が下がる人が出てくると、いうことに対する措置が、この第四項だと思ふんですが、現実に七月一日にこれが施行されてきますと、給料の下がる職員というのは、どのくらいの数の人が下がることになるのかお聞きしたいと思ふます。

○総務部長（浅見裕康君）

数は、明確にはちやうと確認しておうませうが、

こういふことで、ひとつ御勘弁をいただきたいと思ふます。

現行給与表と、この改正給与表、この差において実質的に下がる等級というのは、主として二等級、並びに三等級の職員になります。ごく平均的に申し上げますと、二等級が現行の給与表、それを基準に比較しますと、ごく一般的には四百円ぐらゐ下がると思ふます。それから三等級が六百円ぐらゐ下がるというような状態になっております。それから、四等がなし五等におりての、いわゆる若い人については、若干、現在の給料表が先にある程度たくさんもらうというふうな性質が、非常に相なっているといふことで、この是正を、若干、全体の給与表のバランスの中で調整しま

したので、そういう点では下がることに相なっております。それから、ある程度の職歴、あるいは年齢、そういうものに對する給料月額というものは、四等級あるいは五等級におきかは、若干上がるというふうな調整がされております。したがって、大体二百四、五十名の職員は、現行給料より、これを即七月一日からこの表を適用した場合には、実質的には給料月額がわすかでございますけれども下がるという、とに相なるわけでございます。実数が不確実なもので申しわけございませうけれども、また総務委員会等で、確実な数は御報告させていただくというところで御容赦いただきたいと思います。

○十番（遠藤洋一君）

どうもありがとうございます。また統計など出て

いないところもあると思ふんですが、おつとの勘定でも大体二百五十人くらいの人、程度の差はあれ給料は下がる形になるという、ことで、いまのところ考え

てよろしゅうございすか。そのくらいですか。

○総務部長（浅見裕康君） 要するに、表上、七月一日からそれを、即表を適用すれば下がるという、ことで、実態としては、その現行給料月額には、保障しようという、ことでございす。